

軽自動車税の見直し

平成28年度から、原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車の税額が、次のように引き上げられます。

車種区分		税率(年額)	
		現行	平成28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクター等)	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円

平成27年4月1日以後に新規登録した三輪以上の軽自動車の税額が、次のように引き上げられます。

また、最初の車検登録から13年経過した三輪以上の軽自動車について、次のように重課の税率が適用されます。

車種区分		税率(年額)		
		平成27年3月31日以前に新規登録した車両	平成27年4月1日以後に新規登録の車両	登録後13年超
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円

平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に新規登録(新車)した三輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能および燃費性能の優れたものについて、軽自動車税のグリーン化特例(軽課)により、平成28年度の税率を軽減します。

車種区分				平成28年度の税率(年額)		
				(ア) 税額を概ね75%軽減	(イ) 税額を概ね50%軽減	(ウ) 税額を概ね25%軽減
軽自動車	四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	

グリーン化特例(軽課)が適用されるもの(平成28年度)		内容
乗用車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)	概ね75%軽減(ア)
	「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成32年度燃費基準+20%達成車」	概ね50%軽減(イ)
	「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成32年度燃費基準達成車」	概ね25%軽減(ウ)
貨物車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)	概ね75%軽減(ア)
	「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成27年度燃費基準+35%達成車」	概ね50%軽減(イ)
	「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成27年度燃費基準+15%達成車」	概ね25%軽減(ウ)

軽自動車の廃車の手続きは3月31日までに

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者に課税になります。軽自動車(原動機付自転車、農耕車を含む)を所有しなくなったときは、速やかに廃車の手続きをしてください。(軽自動車税は、月割課

税ではありません。)各種軽自動車廃車手続き場所は次のとおりです。

市役所各市民課窓口

- ・原動機付自転車(125cc以下のバイク)(農耕車等)
- ・小型特殊自動車

関東運輸局 栃木運輸支局

- ・二輪(側車付のものを含む)
- ・二輪の小型自動車

軽自動車検査協会 栃木事務所

- ・三輪
- ・四輪(乗用・貨物、自家用・営業用)
- ・ポットトレーラー

問い合わせ先

税務課資産税グループ
☎(40)5554

関東運輸局 栃木運輸支局
宇都宮市八千代1-14-8

☎050(5540)2019
軽自動車検査協会栃木事務所

所
宇都宮市西川田本町1-2

☎050(3816)3107